

令和7年度 第二次募集のしおり

練馬区教育委員会委託講座

令和7年9月～令和8年3月に開催する講座の企画・運営団体を募集します

地域で子どもを育てよう！

ねりま遊遊スクール
すまいるねりま遊遊スクール
子育て学習講座
子供安全学習講座
ねりまイクメン講座



練馬区教育委員会委託講座について

目次

■ 募集する講座の種類	P 3
■ 応募できる団体	P 4
■ 講座開催期間、講座委託料および申込数	P 5
■ 参加費の徴収、申込期間・方法	P 6
■ 事業説明会の日程	P 7
■ 委託の決定・結果のお知らせ	P 7

補足資料

- 保育室の設置について

提出書類用紙

- 開設申請書
- 開設申請書（記入例あり）
- 会員名簿



募集する講座の種類

※ 教育委員会が企画・運営を委託する講座として、下記の目的等をふまえた内容を企画してください。

※ 異なる日時に講座を開催する場合は、それぞれ別に講座の申請をしてください。

講座の種類	ねりま遊遊スクール (区内実施型)	ねりま遊遊スクール (区外実施型)	すまいるねりま遊遊スクール (区内実施型)
目的	子供の余暇時間を活用し、子供およびその保護者が参加する体験活動や学習講座を実施し、地域における子供の居場所づくりを図ること。また、子供が自ら学び考える機会の充実と、子供と保護者の関係を深めること。	子供の余暇時間を活用し、子供およびその保護者が参加し、区外での自然体験活動や施設見学等を実施することにより、子供が自ら学び考える機会の充実と、子供と保護者の関係を深めること。	障害のある子供たちは放課後や休日など、学校を離れてしまうと活動する機会や場が少なく家に閉じこもりがちであることから、休日の居場所を提供するとともに、他の子供との交流や異世代間の交流を通して精神面での成長・発達を促すこと。また、保護者の負担軽減を図ること。
対象者	1 おおむね 15 歳以下の子供またはその子供および保護者 2 障害のある子供またはその子供および保護者もしくは介助者	1 おおむね 6 歳以上 15 歳以下の子供またはその子供および保護者 2 障害のある子供またはその子供および保護者もしくは介助者	主に知的障害のある小学生と中学生またはその子供および保護者もしくは介助者
1 企画の開催時間	1 時間～ 2 時間	全行程日帰りで実施し、体験・学習する時間が 2 時間以上	1 時間～ 2 時間
参加費 (1 人)	500 円以内	2, 000 円以内	500 円以内
開催条件	1 大人のみを対象とした内容でないこと。※子供を参加対象者にした講座であること。 2 学校の休日等の、子供が参加しやすい日時に開催すること。	※ P. 5 参照	1 学校の休日等の、子供が参加しやすい日時に開催すること。 2 指導および安全管理への配慮が十分に行えるスタッフ数を確保すること。

講座の種類	子育て学習講座	子供安全学習講座	ねりまイクメン講座
目的	子育て、家庭教育および子供の教育に関する学習活動の場と機会を広く区民に提供し、家庭および地域の教育力を高めること。	子供が安全にかつ安心して生活するために、子供自身が、災害や犯罪などの危険から身を守る方法や対処方法を学んだり、大人が子供の安全に関する知識を学んだりして、地域における子供の安全に関する意識を向上させること。	父親が育児や家事に積極的に関わることができるよう、父親自身が育児や家事について学ぶ機会を提供すること。また、子供との交流や父親同士の交流の機会を提供すること。
対象者	1 子供の保護者 2 子育て、家庭教育および子供の教育に関心のある成人	1 おおむね 3 歳以上 18 歳以下の子供またはその子供および保護者 2 障害のある子供またはその子供および保護者もしくは介助者 3 子供の安全に関心のある成人	1 乳幼児～中学生の子供を持つ父親 2 乳幼児～中学生の子供と父親 3 妊娠中の女性およびその配偶者
1 企画の開催時間	おおむね 2 時間	1 時間～ 2 時間	1 時間～ 2 時間
参加費 (1 人)	500 円以内		
開催条件	参加者のレクリエーションを目的とした内容でないこと。	子供を対象者に含む講座は、学校の休日等の子供の参加しやすい日時に開催すること。	土曜日、日曜日、祝日など父親が参加しやすい日時に開催すること。対象者が 1 および 3 の場合、参加者のレクリエーションを目的とした内容でないこと。

応募できる団体

練馬区内で1年以上子供の活動や教育に取り組む団体で、次の委託条件を満たすことが必要です。

- (1) 代表者が区内在住、在勤、在学の20歳以上の方で、主に区内で継続的かつ計画的に活動している団体であること。(練馬区内で1年以上活動実績のある団体。すまいるねりま遊遊スクールは主に知的障害児対象の講座を練馬区内で1年以上活動実績のある団体、障害のある子をもつ保護者の団体も含む)
- (2) 団体の収支が予算、決算等で適正に処理されていること。

【委託団体例】

- ・区内の保育園(保育所も含む)・幼稚園・小中学校などのPTAや父母会
- ・練馬区生涯学習団体として届出をしている団体
- ・代表者が区内在住または在勤(在学)の20歳以上の方で、主に区内で活動している団体

◆ 委託条件 ◆

実施計画

- ① P3の表にある講座の目的・対象者・開催条件を満たした講座を企画・運営すること。
- ② 会場の決定・確保など、企画から終了後の事後整理まで、全て団体の責任で行うこと(講座が中止・延期になった際の対応を含む)。
- ③ 会場は練馬区内の学校や公共施設または公共の場とすること(区外型を除く)。
- ④ 講座の実施にあたっては、安全に十分配慮し、危険が予想される内容の講座の場合は、傷害保険に加入すること(区外型ねりま遊遊スクールの保険加入についてはP5の「委託条件」(6)参照)。
すまいるねりま遊遊スクールについては、指導および安全管理への配慮が十分に行えるスタッフ数を確保すること。
- ⑤ ねりま区報やチラシなどで団体の構成員以外にも広く周知し、参加者を公募すること。
講座の情報が、区のホームページに掲載可能であること。
- ⑥ 事前申込みを原則とすること。
- ⑦ 参加者がおおむね20名以上見込める内容の講座を企画すること(事前の参加申込者が10名未満の場合、原則として講座の中止か延期となります)。ただし、すまいるねりま遊遊スクールは、参加者がおおむね10名以上見込める内容の講座を企画すること(事前の参加申込者が5名未満の場合、原則として講座の中止か延期となります)。
- ⑧ 食品を取り扱うときは、衛生面について十分配慮すること。

その他

- ① 講座実施に伴い知り得た個人情報、講座実施の目的以外には利用しないこと。また、その保護について十分注意すること。
- ② 公序良俗に反しないこと。
- ③ 政治活動、宗教活動、および営利活動を目的としないこと。
- ④ 特定の団体や組織が認定・実施する資格取得講習会や指導者育成講習会ではないこと。
- ⑤ 特定の団体や組織または別の講座や講習会への勧誘を主な目的としないこと。
- ⑥ 実施する講座がその年度内において、練馬区から子供の健全育成活動を目的とした事業の補助金等を受けていないこと。
- ⑦ 特定の団体や個人に対して、賛成または反対を行う内容でないこと。
- ⑧ 特定の商品进行薦めるような内容でないこと。
- ⑨ 公正および中立な内容であること。

前記の委託条件に加え、**ねりま遊遊スクール「区外実施型」**には下記の委託条件があります。

- (1) 対象となる参加者(子供)が参加しやすい日時に開催すること。
- (2) 開設する講座の目的を達成するにあたり必要な、体験的学習や文化的学習を行う資源が練馬区内にないなど、練馬区内での実施が困難と認められること。
- (3) 全行程日帰りで実施が可能な場所とすること。
- (4) 原則として、公共交通機関を使用すること。マイカーなどを使用して現地集合・解散を行う場合は、往路・復路も保険の対象となる行事保険に加入すること。
- (5) 講座の実施は参加者の年齢を十分考慮して計画すること。
- (6) 主催者(委託団体)は、主催者と講座参加者双方が保険対象となる行事保険(例：主催者側賠償責任保険と参加者側傷害保険のセット保険など)に加入すること。
- (7) 自然体験活動などの講座において、参加者等の健康および生命に関わる事故等の危険が予想される場合、必ず、自然体験活動などに関する指導者資格を有したスタッフを確保し、安全管理を行うこと。
- (8) 安全への配慮が十分に行えるスタッフ数を確保すること。
- (9) 安全への配慮が十分に行えるスタッフ数を確定するため、参加者については定員を設け、参加申込は事前申込とすること。
- (10) 参加者数は20名以上とし、定員40名を超えないようにすること。
- (11) 参加費については、一人当たり2,000円までとすること。



講座開催期間

令和7年9月1日(月)～令和8年3月15日(日)

※ 対象となる参加者が参加しやすい日時に実施すること(夏季・冬季休業期間の実施も可能)。

全区立小中学校

- ① 第2土曜日は土曜授業(原則午前)が設定される場合があります。日にちは学校により異なります。
- ② 夏季休業日は7月21日から8月31日まで

※ 運動会・学芸会等、学校行事の日程は各学校にお問い合わせください。

講座委託料および申込数

◆ 1企画につき1万円または2万円を選択(すまいるねりま遊遊スクールは2万5千円)。

年度内の講座委託料の合計金額は1団体**4万円**まで

ただし、すまいるねりま遊遊スクールは上記とは別に1団体**5万円**まで

※ 上記合わせて1団体**最大6講座、9万円**まで

※ 上記に加え、保育室の設置を必要とする講座は、保育を担当する者への謝金または保育用品代(飲食費を除く)として、1企画につき6,500円の保育委託料を加算(区外型ねりま遊遊スクールは設置不可)。

参加費の徴収

講座参加費は、教材費・保険料・施設見学科・参加者の交通費・謝金の一部等、参加者の受益に係る費用についてのみ、500 円まで徴収可。(区外実施型ねりま遊遊スクールは 2,000 円以内)。

申込期間・方法

<申込期間> **令和 7 年 4 月 21 日（月）～令和 7 年 5 月 31 日（土）必着**

<提出方法> 下記の書類をそろえて、窓口、郵送またはメールでご提出ください。

※メールの場合、原則として、添付する電子データを PDF 化して送ってください。

下記、①、③の書類は区ホームページからダウンロードできます。

※メールの場合、件名を「団体名＋教育委員会委託講座の応募」としてください。

<提出先>

○窓口・郵送の場合

練馬区役所本庁舎 11 階 （平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1

練馬区教育委員会事務局 こども家庭部 青少年課 育成支援係

○メールの場合

SEISHONEN03@city.nerima.tokyo.jp



<提出書類>

- ① 開設申請書(本しおりに添付)
- ② 団体の規約
- ③ 会員名簿
- ④ 直近 1 年間の活動報告書
(右記の該当団体のみ)

・①～③の書類を揃えて提出してください。

・直近の 2 年間、本委託講座を受託していない団体、および、初めてすまいるねりま遊遊スクールに申込み団体は④も提出してください。

① 開設申請書について

練馬区のホームページからダウンロードできます。

トップページ>子育て・教育>教育>青少年向け>ねりま遊遊スクール・子育て学習講座などの委託講座>令和 7 年 9 月～翌年 3 月に開催する講座の企画・運営団体を募集！

② 団体の規約について

会員の総意により決定したもので、下記の内容が含まれていること。

- ◆ 団体の名称および事務局の所在地
- ◆ 団体の活動目的
- ◆ 活動内容（継続的・計画的・具体的な内容が記載されていること）
- ◆ 団体の役員等（代表、副代表、会計、監査など）
- ◆ 施行年月日（団体が発足した年月日）



③ 会員名簿について

様式は自由です。団体で作成しているものがなければ、本しおりに添付している会員名簿をご利用ください。名簿には下記の内容を含めてください。

- ◆ 代表者（練馬区在住・在勤・在学）とその住所、連絡先が記載されていること。
- ◆ 本委託講座に従事する会員全員の氏名・住所が記載されていること。
- ◆ 日中連絡のつきやすい会員の連絡先が3名分以上記載されていること。

④ 直近1年間の活動報告書について

様式は自由です。直近1年間の団体の活動実績について、日時・場所・内容・スタッフ数・参加人数をまとめたものをご提出ください。

また、団体としての活動開始年を記載してください。

なお、下記の資料のいずれかを添付してください。

- ◆ 本委託講座以外の講座、他の自治体で行った講座のチラシやその内容が分かるもの
- ◆ 団体が独自に行ったイベントや行事などのチラシや写真
- ◆ 団体自体が発行している活動誌(団体HPがある場合は、URLを記入)

事業説明会の日程

初めて申請を予定している団体および直近の2年間、本委託講座を受託していない団体は必ず参加してください。その他の団体は任意で参加してください。

日 時	会 場	申 込
1 日制 ① 5 月 14 日 (水) 10 : 30 ~ 11 : 30 ② 5 月 16 日 (金) 18 : 30 ~ 19 : 30 ※	練馬区役所 ① 本庁舎 19 階 1907 会議室 ② 本庁舎 19 階 1905 会議室	事前申込制 ① 30 名 (先着順) ② 30 名 (先着順)

参加の連絡は、5月7日(水)までに電話・メールで、氏名・電話番号をお知らせください。

※ 5 月 16 日の説明会のみ、Zoom にてオンライン配信も行います。オンラインでの参加を希望される場合は、氏名、電話番号およびメールアドレスをお知らせください。

説明会の前日までに「ご招待URL」を送信します。参加者のお顔や音声は映らない仕様です。

(申込先の電話番号・メールアドレスは、本しおりの裏表紙をご覧ください。)

【委託決定後の説明会】 委託が決定した団体向けに、後日、運営説明会を行う予定です。

7 月 7 日 (月) 10 : 00 ~ 11 : 30

7 月 9 日 (水) 18 : 30 ~ 20 : 00

委託の決定・結果のお知らせ

審査後、委託の決定・結果については、各団体担当者（＝申請書に担当者として記入のある方）宛に6月中旬から下旬に通知します。

※ 令和5年度および6年度に、委託講座の**手続・運営方法**について指導を受けた団体は、委託講座数を制限すること、または委託自体を行わないことがあります。

※ 申込多数の場合は、内容審査のうえ、抽選により委託講座・委託団体を決定します。

○ 委託料の支払い

- (1) 委託料は、講座が適正に行われたことを審査・確認した後に支払われます。
- (2) 講座成立の最少催行人数は委託金 1 万円の講座の場合は 10 名以上・委託金が 2 万円の講座の場合は 15 名以上です。当日講座参加者が最少催行人数未満となった場合、原則として講座委託料が下記のとおり減額となります。

委託料と参加人数	15 人以上	14～10 人	1～9 人	0 人
2 万円の講座	20,000 円	10,000 円	5,000 円	2,500 円
1 万円の講座	10,000 円		5,000 円	2,500 円

- (3) すまいるねりま遊遊スクールについては、講座成立の最少催行人数は 5 名以上です。当日講座参加者が最少催行人数未満となった場合、原則として講座委託料は下記のとおり減額となります。

委託料と参加人数	5 人以上	1～4 人	0 人
すまいるねりま遊遊スクール	25,000 円	12,500 円	5,000 円

- ※ 講座の参加者とは、あらかじめ団体がその講座で設定した対象年齢の参加者です。
講座の講師、団体スタッフ、保育室を利用している未就学児、見学者は人数に含みません。
- ※ 講座の事前申込の時点で参加者が最少催行人数未満だった場合には、原則として中止または 1 回のみ延期可。

○ (参考) 謝礼の目安 委託講座で講師を依頼する際の参考にしてください。

講演会等 (時間単価)	対 象
13,200 円	大学教授、著名民間学者、著名ジャーナリスト、弁護士、民間企業最高管理者、公認会計士、医師
11,550 円	大学准教授、短大教授、民間専門研究家、民間企業中間管理者
9,900 円	大学講師・助手、短大准教授、高専教授、民間企業下級管理者
8,250 円	短大講師・助手、高専准教授、民間技術者
6,600 円	高専講師、専門学校講師、小・中・高教諭(練馬区立の小・中教諭は除く)、民間技能者
2,200 円	団体内部講師
1,100 円	団体スタッフ

○（参考）各講座の内容例

講座の種類	対 象	内 容
ねりま遊遊 スクール	（区内実施型） 1 おおむね 15 歳以下の子供または その子供および保護者 2 障害のある子供またはその子供 および保護者もしくは介助者	○音楽鑑賞、楽器演奏、合唱、リトミック、演劇 ○スポーツ、ニュースポーツ、体操、ダンス ○工作、手芸、料理 ○自然観察、環境学習、科学遊び ○デッサン、習字、英会話 など
	（区外実施型） 1 おおむね 6 歳以上 15 歳以下の子 供またはその子供および保護者 2 障害のある子供またはその子供 および保護者もしくは介助者	○区外での自然体験活動 （農業体験・自然散策・生物観察） など
すまいる ねりま遊遊 スクール	（区内実施型） 主に知的障害のある小学生と中 学生またはその子供および保護者も しくは介助者	○楽器演奏、リトミック ○ニュースポーツ、体操、ダンス ○工作、料理、自然観察 など
子育て学習 講座	1 子供の保護者 2 子育て、家庭教育および子供の 教育に関心のある成人	○子育ての基本、現代の家庭教育 ○子供の体のづくり・病気、思春期の体と性 ○子供の心理、コミュニケーション ○食生活、生活習慣、家族関係 ○子供に関わる福祉制度、心身障害、ADHD ○友人関係、いじめ、不登校、読書指導 など
子供安全 学習講座	1 おおむね 3 歳以上 18 歳以下の子 供またはその子供および保護者 2 障害のある子供またはその子供 および保護者もしくは介助者 3 子供の安全に関心のある成人	○地域の防犯・防災、交通安全、安全マップ作り・ 護身術、青少年犯罪・非行、薬物乱用 ○子供の心のケア、加害者・被害者の心理・ケア、 児童虐待、子供の人権 ○情報教育（情報モラル・情報セキュリティ） など
ねりま イクメン 講座	1 乳幼児～中学生の父 2 乳幼児～中学生の子供と父親	○育児参加、子供との関わり方、ライフプラン ○家庭での家事参加、料理、幼児のお弁当作り ○リトミック、工作、自然体験活動 など
	妊娠中の女性およびその配偶者	○プレパパの心得、産前・産後、ライフプラン・ ベビーマッサージ、おもちゃ、離乳食作りなど

<提出・問合せ先>

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区教育委員会事務局 こども家庭部 青少年課 育成支援係

練馬区役所本庁舎 11階 (平日午前8時30分～午後5時15分)

電話 03-5984-1292 (直通)

FAX 03-5984-1221 (フロア共用)

Eメール SEISHONEN03@city.nerima.tokyo.jp

